

## SAICM 国内実施計画の策定について

平成 21 年 4 月 16 日  
環境省環境保健部環境安全課

### 1. 我が国における SAICM 国内実施計画の策定の基本的考え方

#### (1) 背景

##### ① SAICM 国内実施計画の策定

SAICM 国内実施計画（以下、「国内実施計画」という。）の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を促す上で有益である。このため、第 2 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 18 年 4 月 17 日）において、国内実施計画の策定が決定された。

##### ② 環境基本計画における SAICM の位置づけ

環境基本計画においては、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組として、「平成 18 年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」とするとともに、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の考え方に照らし、2020 年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。」としている。

##### ③ 諸外国の国内実施計画の構成等

関係各国には国内実施計画として位置付けられる計画及び戦略等を既に有している国があるが、その構成は様々であり、SAICM 国内実施計画として化学物質管理に関する包括的な計画を新規に策定している国がある一方、既存の計画を国内実施計画として位置づけ、個別のトピックについて、順次特に深く記載した計画を策定している国もある。

##### ④ ドバイ宣言及び包括的戦略

ドバイ宣言においては、ヨハネスブルグ実施計画の 2020 年目標を確認するとともに、子供、胎児、脆弱な集団の保護や、情報・知識の利用可能性の向上、化学物質及び有害廃棄物の適正管理の必要性等が宣言されている。

また、包括的戦略の目的として、リスク削減、知識、ガバナンス等が示され、ガイダンス文書である世界行動計画の大項目とされているところ。

## (2) 基本的考え方

SAICM 国内実施計画は、我が国としての基本方針及び施策について記載することが必要となろう。

平成 18 年に閣議決定された環境基本計画は SAICM について位置づけをしており、国内実施計画の基本方針として、環境基本計画に記載された事項、具体的には、人の健康及び環境リスクに関する科学的評価、効果的・効率的なリスク管理、リスクコミュニケーション、国際的取組等に関する我が国の考え方を記載してはどうか。

また、我が国の施策について記載することが必要であるが、ICCM1 で採択されたドバイ宣言及び包括的戦略において、各国が取り組むべき内容に関する宣言及び SAICM の目的とされる行動が記載されていることから、この中から、我が国にとって特に喫緊の課題として重要と考えられる項目について絞り込みを行い、これらの絞り込まれた項目について今後の取組を記載することとしてはどうか。

## 3. 国内実施計画の決定プロセス等

国内実施計画の策定に当たっては、SAICM に盛り込まれた各種施策についてその実施状況を把握し、また、今後の施策について記載することが必要である。化学物質管理政策全般について広く関係府省の意見交換の場として設置されているものとして、SAICM 関係省庁連絡会議が挙げられるところ、国内実施計画の策定主体を SAICM 関係省庁会議としてはどうか。

また、SAICM は政府のみならず、様々な関係者が実施するものであることから、計画策定プロセスにおいて、これら関係者の意見を聴取することも有益とされている。そのため、パブリックコメント等の意見聴取を行う手法について、今後検討する必要がある。

## 4. スケジュール

ICCM3 (2012 年) の前に公表し、ICCM3 において世界に発信することとする。

## 5. その他

今後、詳細の検討については、適宜担当者間で有機的に連携して行うこととする。

## (参考1) 環境基本計画における SAICM の記載内容

### 第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

#### 第1章 重点分野ごとの環境政策の展開（事象面で分けた重点分野政策プログラム）

##### 第5節 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

「(4) 平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM) に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」

### 第2章 環境保全施策の体系

#### 第1節 環境問題の各分野に係る施策

##### 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

「(5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の考え方に照らし、2020年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。」

## (参考2) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む30項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

## (参考3) 包括的方針戦略の「目的」部分の主要事項

- ・ リスク削減：2020年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物質 (PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有

意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法（precautionary approach）を適切に適用

- 知識と情報：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ガバナンス：化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- 不法な国際移動の防止